

社団法人 音楽出版社協会

規制緩和を旨とする著作権等管理事業法施行から3年を迎えましたが、今後とも、法の目的とするところが実現されるよう積極的な運用が進められ、著作物等の円滑な利用が推進されることを要望します。

現在、一部外国曲について利用の円滑を阻害する動きがあり、その結果、規制緩和を旨とした管理事業法のあり方にまで疑問が呈されるに至っております。文化庁はじめ関係省庁による解決に向けての指導、監督を要望します。

管理事業法の目的を達成するため、以下の措置を早急に実施していただけるよう要望します。

①情報を利用者に提供していない管理事業者があり、これにより利用者のみならず権利者も権利競合等を事前に確認できない状況に置かれている。著作権等管理事業法第17条を改正し、「著作権等管理事業者は、著作物等の題号又は名称その他の取り扱っている著作物等に関する情報及び当該著作物等ごとの取り扱っている利用方法に関する情報を事業開始とともに利用者に提供しなければならない」とし、管理楽曲の明示を義務付ける。

②登録している管理事業者の中に、いまだに管理委託契約約款及び使用料規程を提出していない事業者が見受けられる。管理事業法第21条第2項の厳格な適用を要望する。

以上